

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
三木市	吉川町 実楽地区	平成25年2月1日	令和4年9月1日

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	20.62 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	16.84 ha
③ 地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	1.52 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.50 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.02 ha
④ 地区内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計	10.00 ha
(備考)④については、地域外も含む耕作面積である。 ※(参考)中心経営体 今後の農地の引受けの意向 経営面積が地域外も含んでいるため	

- 注1:③の「65才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>当地域の農地は、ほぼ予定どおり中心経営体（B・A）に集約されている。 また、65歳以上の所有者の農地もほぼ集約されており、地区の将来的な営農継続は危機的状況ではないと思われるが、水路・農道・ため池の保全方法を集落全体で協議を進める必要がある。</p>

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>中心経営体が、営農する当地区の農地は全体の8割を超えている。残りの耕作者は10年後も60才以下であり営農されている予定。今後、中心経営体の経営安定のため地区外の農地を耕作し集約化を図る。</p>
<p>今後も農地中間管理機構と連携して農地の集約を図る。</p>

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現 状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	A営農組合	水稻	6.0 ha	水稻	7.0 ha	地区外含む
		大豆	1.0 ha	大豆	3.0 ha	地区外含む
		野菜	0.8 ha	野菜	0.8 ha	地区外含む
認農法	株式会社B	水稻	5.0 ha	水稻	12.0 ha	地区外含む
		大豆	0.8 ha	大豆	0.8 ha	地区外含む
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	1団体1名		13.6 ha		23.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【 農地の貸付け等の意向 】

前回の作成時に所有農地を預けたい意向のあった18名は既に認定農業者及び営農組合に預け済みである。

今後も貸付希望のある農地が生じた際は、継続的に中間管理機構を介した農地の利用権設定を行う。

【 農地中間管理機構の活用方針 】

実楽地区内外において経営農地の将来的な集約化を目指し、必要に応じて農地中間管理機構を活用する。

また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合においても、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて他の中心経営体への貸付けを進めていく。

【 基盤整備への取組方針 】

更に農業の生産効率の向上のため担い手に円滑な農地集積・集約化を図るため、未整備の圃場の整備を検討し、地域ぐるみによる農地の維持管理と保全に努める。

【 新規・特産作物の導入方針 】

村米制度による酒米の最高品種「山田錦」の生産を継続しつつ、毎年変動のある作付面積に対応するため、小粒種（キヌヒカリ等）の生産へ切り替えるほか、必要に応じて高収益作物（黒大豆・露地野菜等）への転作に取り組み、特産作物としてのブランド化をはかり、認定農業者と集落営農組合の経営安定を目指す。

【 鳥獣被害防止対策の取組方針 】

現在地域内北側エリアにおいて獣害防止用のフェンスが設置済みであるが、まだ十分な効果がえられていないのが現状であり、南側エリアにも獣害防止用のフェンスを設置する。また、市と連携し電気柵等の設置により防除対策に取り組む。

【 災害対策への取組方針 】

獣害のほか、水害、寒乾害、高温害等の被害による収益減少に対処するため、共済制度や収入保険制度等セーフティネットへの加入を促進する。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)		貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	三木市吉川町実楽 番地			
2	三木市吉川町実楽 番地			
3	三木市吉川町実楽 番地			
4	三木市吉川町実楽 番地			
5	三木市吉川町実楽 番地			
6	三木市吉川町実楽 番地			
7	三木市吉川町実楽 番地			
8	三木市吉川町実楽 番地			
9	三木市吉川町実楽 番地			
10	三木市吉川町実楽 番地			
計				

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。